町名地番の変更に伴う住所変更等の手続きについて (お知らせ)

この度、西尾天神前土地区画整理事業の換地処分に伴い、この施行地区内は土地の町名・地番が変更になります。実施日は、令和7年9月17日の換地処分公告の翌

1 官公署で変更されるもの(届出の必要はありません。)

住民基本台帳(住民票)、戸籍、印鑑登録など	西尾市役所市民課
不動産登記の物件の所在地の表示 ただし、所有者名義人などの住所は別途、登記申請が必要です。(下記3参照)	名古屋法務局西尾支局

2 市役所から郵送されるもの(本お知らせとは、別にお知らせします。)

名 称	変 更 箇 所	問合わせ先	内	容
住所変更通知	住所	市役所 市民課 電話 65-2101	変更後の新しい住所を記載した「住所変更通知」を送付します。	
子ども医療費受給者証 障害者医療費受給者証 母子家庭等医療費受給者証 精神障害者医療費受給者証	住所	市役所 保険年金課 電話 65-2106	・各受給者証	- 住民基本台帳(住民票)変更後、各 制度該当者へ送付します。
国民健康保険資格確認書	住所	市役所 保険年金課 電話 65-2103	・資格確認書 ・各認定証	
後期高齢者医療資格確認書	住所	市役所 保険年金課 電話 65-2105	・資格確認書 ・各認定証	
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証 社会福祉法人利用者負担軽減対象 確認証	住所	市役所 長寿課 電話 65-2118	・各種証書	

2 プロ島で手結キなしていただくもの (ナなもの)

3 ご自身で手続きをしていただくもの(主なもの)						
どのような事を?	だれが?	どこへ?	何を持って?	いつまでにするか?		
(事 項)	(該当者)	(申請・届出先、問合わせ先)	(必要な書類等)	(必要な手続きの期限、内容)		
在留カード又は特別永住者証明書	者証明書をお持ちの方	市役所 市民課、 各支所 電話 65-2102	・在留カード又は特別永住者証明書	希望される方は手続きをしてください。		
住民基本台帳カード	住民基本台帳カードをお 持ちの方	市役所 市民課、 各支所	・住民基本台帳カード	- すみやかに手続きをしてください。		
マイナンバーカード	マイナンバーカードをお 持ちの方	電話 65-2101	・マイナンバーカード			
国民年金・厚生年金 (老齢・障害・遺族等)	年金を受給している方で 日本年金機構からの送付 先が住民票と異なるとこ ろに設定されている方	市役所 保険年金課 電話 65-2104 日本年金機構 刈谷年金事務所 住所 刈谷市寿町 1 丁目401 電話 0566-21-2110	・市役所保険年金課にある変更届に必 要事項を記入して投函してください。	すみやかに手続きをしてください。		
西尾市障害者扶助料	扶助料を受給している方		・本人のマイナンバー ・来庁者の本人確認書類 ※代理申請の場合は委任状が必要です。			
身体障害者手帳	各手帳をお持ちの方	市役所 福祉課 電話 65-2113	・手帳 ・本人のマイナンバー ・来庁者の本人確認書類 ※代理申請の場合は委任状が必要です。	すみやかに手続きをしてください。		
療育手帳 在宅重度障害者手当	タ巫仏老の士		・福祉課の窓口で変更届を記入	_		
特別障害者手当 障害児福祉手当	各受給者の方 		・			
精神障害者保健福祉手帳	手帳をお持ちの方	市役所 福祉課 - 電話 65-2115	・手帳 ・本人のマイナンバー ・来庁者の本人確認書類 ※代理申請の場合は委任状が必要です。			
自立支援医療受給者証(精神通院) 	各受給者証をお持ちの方	市役所 福祉課	・自立支援医療受給者証 ・本人のマイナンバー ・来庁者の本人確認書類 -※代理申請の場合は委任状が必要で す。	すみやかに手続きをしてください。		
地域生活支援事業受給者証 障害福祉サービス受給者証 障害児通所受給者証	_	電話 65-2113 市役所 福祉課 電話 65-2115	・各受給者証	-		
特別児童扶養手当 児童扶養手当 遺児手当	受給者の方	市役所 子育て支援課 電話 65-2109	・来庁者の本人確認書類	すみやかに手続きをしてください。 なお、児童手当の手続きは不要で す。		
<u>と</u>						
不動産所有者の表示変更登記 抵当権者等の表示変更登記	施行地区内に住所がある方で、登記簿に、権利者(所有者・抵当権者・地上権者・借地権者・仮登記者等)として登録している方	不動産の所在地を管轄する法務局 ※ 詳細については 名古屋法務局西尾支局 住所 西尾市熊味町南十五夜60 電話 57-2622	・登記申請書、印鑑 ・名称・地番変更証明書(個人) ※市役所市民課にて、 無料で交付します。	令和10年3月末までに変更登記が必要です。なお、換地処分公告に伴う登記事務停止が解除されるまで、申請はできません。		
会社など(商業・法人登記) 法人の本店(主たる事務所)若しくは 支店(従たる事務所)に係る変更変動	町名変更が実施された結 果、登記の内容に変更が	本店を管轄する法務局 ※ 詳細については 名古屋法務局岡崎支局	・登記申請書、代表者届出印 ・名称・地番変更証明書(法人) ※市役所都市計画課にて、 無料で交付します。	2週間以内に変更登記が必要です。		
役員の住所変更	生じた法人の代表者	住所 岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎内 電話 0564-52-6415	・登記申請書、代表者届出印 ・名称・地番変更証明書(個人) ※市役所市民課にて、 無料で交付します。	2週間以内に変更登記が必要です。		
自動車等運転免許証	自動車等の運転免許証をお持ちの方	愛知県西尾警察署 住所 西尾市寄住町下田 1 4 電話 57-0110	・運転免許証 ・名称・地番変更証明書(個人) ※市役所市民課にて、 無料で交付します。	すみやかに住所変更の手続きをして ください。 (本籍が変更になる方は、本籍変更 の手続きも必要です。)		
金融機関等	通帳等をお持ちの方	お取引のある金融機関等 金融機関等へお問合せください。				
許可書等	許可書等をお持ちの方	許可権者等へお問合せください。				
電気会社 電話会社 ガス会社等	お取引のある方	各社へお問合せください。				

【注意】 個々の状況により、これら以外にも手続きが必要な場合がございます。

- 証明書の発行について (1) 名称·地番変更証明書(個人)は、市役所市民課、各支所にて無料で発行します。
 - (2) 名称・地番変更証明書(法人)は、市役所都市計画課にて無料で発行します。